

○厚生労働省令第八十五号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十五項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年八月二十九日

厚生労働大臣 福岡 資麿

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

		改 正 後	
		改 正 前	
	<p style="text-align: right;">(指定薬物)</p> <p>第一条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という。）第二条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に指定する。</p> <p>一～百五十六 (略)</p> <p>百五十七 N-(一・一一ジメチルエトキシカルボニル)-N-N-ジメチルトリプタミン及びその塩類</p> <p>百五十八～二百二十六 (略)</p> <p>二百二十七 五一(四-フルオロフェニル)-四-メチル-四-ジヒドロオキサゾール-二-アミン及びその塩類</p> <p>二百二十八～二百五十八 (略)</p> <p>二百五十九 四-ベンゾイル-N-N-ジエチル-七-メチル-四-六・六-a・七・八・九-ヘキサヒドロインドロ「四・三」</p> <p>f g キノリン-九-カルボキサミド及びその塩類</p> <p>二百六十～三百五十五 (略)</p>	<p style="text-align: right;">(指定薬物)</p> <p>第一条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という。）第二条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に指定する。</p> <p>一～百五十六 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>百五十七～二百二十五 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>二百二十六～二百五十六 (略)</p> <p>(略)</p>	

附 則

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。